2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員会会議録

- 1. 日 時 平成31年3月14日(木曜日) 午前10時00分~午後3時15分
- 2. 場 所 議 場 (委員会室)
- 3. 出席委員 安 冨 法 明 委員長 下 井 克 己 副委員長 竹 岡 昌 治 委 員 秋 山 哲 朗 委 員 岩 本 明 央 委 員 山中佳子委員 三 好 睦 子 委 員 髙 木 法 生 委 員 隆 委 員 秋 枝 秀 稔 委 岡山 員 猶 野 智 和 委 員 杉山武志委 員 末 永 義 美 委 員 荒山光広議 長
- 4. 欠席委員 な し
- 5. 出席した事務局職員

線 谷 敦 朗 議会事務局長 大 塚 享 議会事務局長補佐 篠 田 真 理 議会事務局主任

6. 説明のため出席した者の職氏名

なし

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○委員長(安富法明君) おはようございます。ただいまより、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員会を開会いたします。

それでは、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出の妥当性に関する事項についてを議題といたします。

前回の本特別委員会では、副委員長が報告書(案)を読み上げたのち、委員から意見を頂戴したところであります。

本日は、この件に関しまして、前回、2月25日だったと思うんですが、前回の 委員会において多くの質疑をいただいております。

私なりに整理をいたしまして、委員長の見解をつくっておりますので、そのことを申し述べたいというふうに思いますが、そのあとで委員各位の質疑をいただきたいと、そういうふうに思っております。

その前にですね、前回の質疑をいただいた中で、委員長として一つ思いましたことが、委員長の案として――委員長の案といいますか、案ではありますけれども、報告書をつくっておるわけですが、このことについて、もう一度説明をいたしたいというふうに思います。

報告書(案)をお開き願いたいというふうに思います。

本調査は、今も申し上げましたとおり、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員会であり、調査項目は、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する妥当性でございます。

1ページは目次になっております。2ページは調査の目的であります。要するに、本委員会が何のために、何を行うかということを記載しております。末尾にですね――下の2行あたりでございますが、「本件出張に係る公費支出の妥当性について、総合的な観点から調査、検証を行い、明確な議会の意思決定を行うため、調査特別委員会を設置しました」というふうに明記がしてあります。あくまでも、本件に関しては総合的な観点から調査をしますよということでございます。

ただ、この調査が、後で申し上げますが、前段で、9月の決算委員会等における 多くの課題等も含めた上での調査に至ったっていうこと、この辺で表現をしておる つもりであります。全部は申し上げませんが。

3ページをお開きください。

100条委員会設置の経緯を書いております。あくまでも、この調査特別委員会は、議会において全会一致で決定をしたことであり、この調査を行うために、自治法第98条並びに100条の調査権を——権限を、上記特別委員会に委任をするということで議会の議決を行っております。

5ページ、6ページをお開きください。

5ページ、6ページには、調査権限の根拠になります100条についての抜粋等 が記載をしてあります。

7ページには調査事件として、何度も申し上げますが、2018台中フローラ世 界博覧会等訪問に伴う公費の支出の妥当性に関する事項でありますよっていうこと を記載をしております。

次のページ、8ページ。

2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出の内容について、記載をしております。

次に、10ページでございます。

委員会の開催状況・内容の概略を以下に述べております。

11ページをお開きください。

12月25日の委員会において、100条調査に基づく証言内容等について、その食い違いを審査するために、委員長の比較表――証言内容の比較表を提出をいたしました。このときには、提案をいたしました委員長の案は必要ないということで意見が出ましたので、委員長の判断は、証言内容等の調査はこれ以上必要ないということであろうというふうに判断をしておりますし、その上で、その他にも新たな証人が必要であれば検討することとし、委員長作成の証言比較表を改めて配布をし、次回までに内容確認を求めております。

31年、年が変わりまして1月10日の委員会においてお諮りをしておるのが、 報告書の作成に当たって配慮すべき点について、委員の皆様方の御意見を伺ってお ります。

そこに7項目、7点について記載をしております。ここで出ました意見を参考に しながら、必要なものについては配慮をし、報告書を作成しております。

老婆心ながら申し上げますが、(6)を見ていただきたいというふうに思います。 「巷で噂される「陥れられた」との表現は市長の発言(証言等)からはうかがえな い。今回の事案においてそのような事実は無かったことを報告書に記載」をしてほ しいという意見がございます。これは、猶野委員から出ております。しかし、この 報告書には、そういうことについては触れておりません。理由は、あくまでも証言 の内容等からは、こういうふうなことはなかった。つまり、猶野委員の主観に基づ くような部分があるという判断をして載せておりません。

16ページをお開きください。

調査の内容と結果。(1)として、事実関係を挙げております。あくまでも、証 言内容あるいは市長会見の内容等について、事実をそのまま書いてあります。事実 と異なることは、報告書の中にはないというふうに思っております。

(2) として、問題点と委員会の判断を示しております。ここも、調査の内容、 結果に基づいて、委員長の判断として記載をしておるつもりであります。私見を交 えたつもりは毛頭ございません。

21ページをお開きください。

最後に、見解が異なる意見がありましたよということを記載をしております。このことにつきましては、委員長としての見解もありますので、後で申し述べますが、 一応、こういう意見もありましたよということを記載をしております。

そのことを十分に認識をされた上で、これからの審議を行いたいというふうに思いますし、御意見も伺いたいというふうに思います。

それではですね、さきに申し上げましたように、前回の委員会で3名の方から意見を頂戴しております。その意見に対する議事録は、皆さんのもとにお配りをしたつもりでございます。十分熟読をされたことというふうに思っております。その議事録も参考にしながら、委員長の見解を申し上げますので、のちほど御意見をお伺いしたいというふうに思います。

まず、山中委員より、指摘を受けた件を申し上げます。

議事録の9ページ、上から14行目あたりになろうかというふうに思うんですが、「委員長の私見ともいうべき偏った見方で作成されたものであります」ということを言われております。

先ほどから申し上げておりますように、委員長の私見とか独断とかいうふうなことは当たらないというふうに思っておりますし、公平な立場で皆様から出た意見をもとに作成をしておるつもりでございます。

さらに上から20行目、「西岡市長は、買春自体は認めていないが、少なくとも 買春に関するやりとりがなされた」っていう報告書に対する――報告書の中に出て まいります。しかし、山中委員の意見は「「買春」という露骨な言葉は、この 100条委員会では余り使われていなかった」、削除せえとこういうことでござい ます。12月25日の委員会において、複数の委員の質疑の中で、少なくとも6回 はこういう表現がされております。

さらに、下から5行目あたりになるんですが、「社会通念上疑われても仕方がないとはどういうことでしょうか」というふうに言われております。社会通念とは、 委員長は、常識だろうというふうに思っております。

本報告書には、疑惑を持たれても仕方がないのではないかというふうな表現があ ろうかというふうに思いますが、常識について議論をする必要性を感じております。 これは委員長の思いでありますから、のちの質疑の中で、十分に議論をしていただ けたらというふうに思います。

さらに、「委員会の中で多数決をとった結果でもなく、委員長の独断による判断にすぎません」ということを言われております。前回より、この報告書(案)についての意見を伺っております。十分に議論をしていただけたら、そののちに採決を行うこととなろうかというふうに思っております。

「報告書21ページの上から4行は削除してください」と。報告書を見てください。報告書の21ページの上から4行には、こういうふうに書いてあります。ちょっと読み上げて――その21ページの、その前からのほうがいいかもしれませんが、21ページの上から1行目、またのところから読み上げます。

「西岡市長は、買春自体は認めていないが、少なくとも買春に関するやりとりがなされた現場にいた現地女性とともに、ホテルのエレベーターに同乗しているなど、社会通念上、買春の事実を疑われても致しかたない状況であると考えられる」というふうに書いております。このことは、西岡市長がみずから開かれた記者会見の中で認めておられることでございます。何ら私見を交えて記載をしたものではありません。

議事録の10ページ、上から4行目、報告書で言いますと19ページの下から 8行目。議員2人の証人喚問の中で、「1階のエレベーターに乗ったのは見たが、 部屋に招き入れたかどうかまでは見ていない」、疑惑を証明する客観的な確たる証 拠もない事実についてというふうなところを指摘をして、このことが報告書に書いてないというふうなことでございます

報告書の19ページを見てください。下から8行目。議員2人の証人喚問の中で、「1階のエレベーターに乗ったのは見たが、部屋に招き入れたかどうかまでは見ていない」こういうふうに証言をされております。つまり、疑惑を証明する客観的な確たる証拠はないということであります。

報告書は19ページの下から5行目あたりから記載があるんですが、「西岡市長は、この女性について、コンビニの前にいた女性であることを認めた上で」、このことは認めておられます。このことは、市長みずから記者会見を開かれて――先ほど申し上げましたように、みずからがお述べになっておられることです。買春行為について、あったという事実もなければ、なかったという事実もまたありません。だから疑惑という表現をしております。

議事録の10ページ、上から5行目あたりから出てまいりますが、報告書の21ページ、下から7行目以下について、本文中に入れるべきであるということであります。これは、最後の見解の異なる意見を記載をしておる部分であります。これも後で十分に議論をしていただきたいんですが、委員長の見解は、議会は団体意思の決定機関であります。その団体意思の決定機関が、一つの事案に対して二つの、あるいは二つ以上の意見を示すことが適当とは私は考えておりません。これは、弁護士の意見も同様であります。見解が異なる意見を付記することが、それ自体が妥当かどうかっていうことは、大きな検討の――議論の余地があろうかというふうに思っております。

議事録の10ページ、12行目あたりですが、「市長に対する疑惑がよくも悪く も解明されたとは到底言えない状況で、無理やりこのような一方的な報告書を市民 に提示することには反対いたします」というふうに言われております。

報告書の11ページを見ていただきたいと思います。平成30年12月25日、 あるいは31年1月10日の委員会の開催状況が書いてあります。

先ほど申し上げました。それぞれ皆さんに、その都度手順を踏んで、質疑、意見を求めております。証言記録についての精査をしようと、委員長の――委員長作成の比較表を提示をいたしました。山中委員におかれては、必要ないということでございました。つまり証言内容の精査をすることは、これ以上必要ないということだ

というふうに先ほども申し上げました。

さらに、報告書の作成に当たっては、委員各位の、皆様方の報告書作成に当たって留意すべき点、配慮すべき点について意見を伺っております。このときにも、発言をされた委員の意見については、先ほど申し上げましたように記録をしております。限りなく公平性を保つように配慮したつもりであります。

議事録の10ページ、18行目あたりを見てください。

報告書では20ページ、上から10行目あたりですが、これは、本委員会の設置に当たって議論されたところでありますが、なぜ、この100条委員会を設置をするに至ったかということに大きな影響があるというふうに私は認識をしておりますが、9月の議会において、皆さんで――皆様方で議論をされ、市民の市政に対する信頼の回復を求める決議がなされております。これは、全会一致で、全員の方が賛成をされております。市政の正常化を求めたものであります。これは、平成30年12月1日発行の議会だより第29号にわかりやすく記載がされております。このことは、テレビをごらんになっている市民の方がおられましたら、ぜひ出して、見ていただけたらというふうに思います。

このような状況を、報告書2ページ、調査の目的、下から2行目あたり。「総合的な観点から調査、検証を行い、明確な議会の意思決定を行うため、調査特別委員会を設置した」という表現を、先ほども申し上げましたが、しております。

また、1月10日の委員会審査において、これは議事録12ページ、竹岡委員、 14ページにも竹岡委員があるんですが、竹岡委員より、このことについて発言が ございますし、この特別委員会が、100条調査と98条からなる事務の調査とは 別々の事案であると誤解をされてるような感じを受けますが、決してそういうもの ではないということでございます。

委員長としては、委員会開催に当たり、毎回、委員会の議題が何であるかを宣言 しております。今さらながらではございますが、御確認をいただきたいというふう に思います。

議事録の10ページ、下から10行目あたりになるんですが、報告書では、21ページ上から15行目。

議員2人のとった行動まで――要するに徳並議員、戎屋議員のことなんですが、「2人の議員のとった行動にまで言及するのは、100条委員会の結果報告とはか

け離れたものではないかと思います」、「2人の議員の責任については、懲罰動議 や政治倫理審査会で追及されるべきものであり、あくまで、地方公共団体の事務に 関する調査を行うという100条委員会の趣旨にのっとったものではない」という ふうに発言をされております。

本件に関しては、今までも申し上げましたとおり3人でとられた行動であり、委員長とすれば、自然な表現であるというふうに思いますし、関与の軽重、要するに、今回の件に関して、それぞれの方がとられた行動は報告書の中で明らかにしてあります。2人の議員の責任について、政治倫理審査会の開催等について検討されることは可能かというふうに思いますが、報告書は市長を含む3人を対象にしております。委員長報告ののちに、議会において議論されるものと考えております。

山中委員の発言に対する委員長の見解は以上であります。

さらに、三好委員からの質疑でございます。

議事録の11ページ上から3行目、「責任についてどのようにしたとかという報告が必要だと思います」、「委員会として責任についてどうするのか、討論する必要があると思います」と発言をされております。

本委員会において、3人の責任追及などは、基本的にはできないというふうに委員長は考えております。別途、政倫審等——これは山中委員の発言の中にも出てまいりますが、別途、政倫審等についての議論は可能かというふうに思います。

次に、杉山委員からの発言でございます。

13ページ上から15行目あたりに……議事録の確認をお願いします。

100条委員会の中で議論していない部分の記載がありますというふうに発言を されております。冒頭、この100条委員会の設置に至った経緯以降、説明を申し 上げたところは、この辺の発言についての委員長の見解であります。あくまでも、 2018台中フローラ訪問に対する、公費支出に対するっていうこと、毎回申し上 げております。

13ページ、議事録の13ページ下から11行目、報告書21ページになるんですが、見解の異なる意見ですね、先ほども申し上げております。これは、山中委員に対する答えと同じでございます。議会は団体意思の決定機関であります。今回は報告書の取りまとめということではありますが、基本的に、複数の意見を提示することに対しては、私は、議論の余地があると、大いに課題を残すことになろうかと

いうふうに思っております。

議事録の13ページ下から3行目あたりですが、本来の100条委員会の趣旨を 考えますと、不要な部分が多すぎて文脈が揺らいでおります。こういうふうに発言 をされております。

これも似たようなことになりますが、委員長の見解は、例えば、報告書2ページ、 調査の目的。3ページ、100条委員会設置の経緯について、確認をしていただく ために先ほど申し上げました。

事務調査に対して、あるいは今回の調査報告書に対して、一応、報告書の通常言 われる5W1Hですか、いつどこで誰が何をして、どういう結果になったのか。必 要でない部分は記載をしてないというふうに、委員長は考えております。

委員長の見解は以上でございます。

このことを踏まえて、もちろん異論もございますでしょう。委員皆様の御意見を 伺いたいというふうに思います。

質疑はありますか。秋枝委員。

〇委員(秋枝秀稔君) この報告書ですね、やっぱり報告書ですからですね、やはり 意見を両論書くのが筋ではないかというふうに思うんですね。

報告書の20ページの2行目ですか、2行目か11行目、先ほどもるる言われました。言われましたがですね、これは、台湾の訪問事業とはかかわりない事業、事柄なんですよね。

報告書20ページの2行目からの段につきましてはですね、台湾の訪問事業とは直接かかわりがない、先ほどるる言われましたけどですね、かかわりのない事業というふうに――事柄というふうに思います。これは、書くべきじゃないかと思うんですけど、いかがでしょう。

それからですね、21ページ3行目ですか。「社会通念」という言葉が出てくるんですよね。社会通念とは、社会一般に通用している常識とか見解ですよね。エレベーターに乗ったから、社会通念で買春という捉え方は、余りにもちょっと短絡的すぎるというふうに思うんですよね。書き方がですね。

それから、同じく21ページですね。6行目に、「台湾当局からの信用を大きく 失墜させる」というようなですね、断定的な書き方がされておられるんですよね。 これ、台湾当局の公式見解なら、それでよろしいんでしょうけどですね。私ふと思 うんですけど、逆にですね、台湾当局はですね、こういう事態があったのも、地域の関係で悪かったなと、こういう思いが逆にあるとも考えられるんですよね。公式見解でなければですね、これは、のけるべきではないかというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

それと同じく、21ページ下から7行目からについて、以下、見解が異なる云々というふうに書かれておられるんですが、先ほど、またるる言われました、複数の意見じゃない、やっぱり一本の筋というふうに言われたんですけど、これ、やはり併記するべきじゃないかというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

以上です。

- 〇委員長(安冨法明君) 竹岡委員。
- ○委員(竹岡昌治君) ちょっと今、秋枝委員のちょっと発言を聞き漏らしたのか、よくわかりません。ちょっと20ページの、報告書の20ページのどこを削除すべき――関係ないとおっしゃったんか、ちょっともう1回教えてください。
- ○委員長(安富法明君) 竹岡委員、20ページの、問題点と委員会の判断というところにですね、上から6行ぐらいですかね――8行ですか、要するに9月定例会、どうのこうのっていうへんの話です。
- **○委員(竹岡昌治君)** 9月議会、どうのこうのってありますか。
- ○委員長(安冨法明君) 10行ぐらいになりますか。
- ○委員(竹岡昌治君) あれですか、「事務事業の実施にあたり庁内協議の不足」とか、そういうことですね。はい、じゃあわかりました。聞き違いではなかったと思います。

実はこの100条委員会、98条の1項っていうのは、自治事務について調査をすることになってるんですね。当然、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員会ということですので、本来なら、これが一番もとなんです。この調査するのは。

ところが、いろんな疑惑って言うたら、まあ疑惑しかないんですが――が起きたからですね、それに付随して、市長の行動、議員の行動について調査が広がった。 これ私、たった2行だけじゃ足らないと思うぐらいに思ってるんですよ。

実際に調査した結果ですね、訪問団も結成されてない、それから予算もばらばら。 予算のこと誰も言われなかったんですが、予算執行についても、もともと計画にな かったものを寄せ集めて執行してるわけですから、そうした意味では、ここはもっと強く——強くと言ったらいけんけど、事実を書くべきだと思うんですね。

それからもう一つは、皆さん何か勘違いだろうと思うんです。いろんな意見を両論併記せえとか、いろんなことをおっしゃるけど、100条委員会は、調査した事実だけを述べるべきだと思うんですね。考え方を言えというならいくらでも言えます。それは委員会の中でも言ってきました。それはなぜかって言ったら、調査するために言うただけであってですね、調査の事実だけを書くべきだと。

そういう意味では、私はむしろ、最後のとこなんかでも削除すべきだと思うんですよね。こういう意見がありましたって、そんな調査報告は私はないと思います。 調査は、あくまでも調査の事実を書くべきだと。したがって、ちょっと秋枝委員さんのあれに対して、反論になるかもしれませんが、私は98条の1項、ここが一番大事なとこだと思ってるんですよ。

したがって、前回も申し上げましたが、委員長のほうで、その辺は御判断いただ きたいと思います。

- 〇委員長(安冨法明君) 髙木委員。
- ○委員(髙木法生君) 私は、この報告書を支持いたします。

当初ですね、公平公正の確保のため、あるいは立場である顧問弁護士にですね、この報告書の指導、あるいはチェックを受けるということは、全会一致で諮られたと思っておりますし、この報告書自体がですね、見てみますと中立的、あるいは客観的な報告書になっているの――であると私は認識しています。

しかも、先ほど出ましたけれども、委員会に出た証言、あるいは意見をもとに、 事実そのものが報告されているということで、私は、この報告書はベストじゃない かと、このように思っています。

また、先ほど委員長の見解の中で説明もございました。重複になるところもあろうかと思います。委員の質疑の中で、どの委員会においてもですね、やはり、委員長は素案をつくって、そして副委員長にまた意見を求めると。そして、それを皆さんに報告すると。これはひとつの、通常のやり方ではなかろうかと思いますので、別に、この手順がどうこうということには当たらないと思いますので、問題はないと解釈しています。

それから最後。ただ、この報告書の21ページの最後の7行でございますが、こ

れは、先ほど委員長の見解にもありましたけれども、議会が団体意思の決定機関である以上はですね、両論併記じゃまずいんじゃなかろうかと、そういう気持ちでおります。したがいまして、ここは除いたほうがいいんじゃなかろうかと、そういう意見を持っております。

以上でございます。

- 〇委員長(安富法明君) 竹岡委員。
- ○委員(竹岡昌治君) もう一つ言い忘れました。

ちょっと私がこの手元に持ってるのはですね、これは、純政会だよりQ&A。 1号と2号と3号があるんですが、その中で1号の中でですね、この100条委員会、まだ何も報告も出てないのにですね、真ん中のほうに、「西岡さんにかけられた疑惑は全くの事実無根です」と、こう書いてあるんです。純政会は文責として、御三人の名前が載っております。

そこでお尋ねなんですが、100条委員会で事実無根とか、まだそんな結論も出てないのに、なぜ、こういうものを書かれたのか。これ活字で配られてますから。

それから、もう一つは、今、秋枝委員の発言に対してちょっと疑義があるんですが、「台湾のマスコミによりますと、美祢市と西岡さんに対して、悪意は抱いていないということでした」。「でした」ということは、確認されたんだろうと思います。「しかし、今回の2人の市議の行動は台湾という国のイメージを非常に悪くするものであり、台湾に迷惑をかけたのではないでしょうか」と結んであるんですね。先ほどの意見と全く、今度は話が違ってるんですよね。この辺について委員長、どういうふうにお考えなんですか。100条は事実無根だと報告を出されたのか、もう見解を、先に。それから、市長はいいんよと。2人の議員がむしろ台湾の国のイメージを損なったと、こういう記述がされたのが、実はポストにずっと入っております。その辺について委員長、どうお考えなんですか。これで、委員会の公正・公平性は保てるんですかね。

〇委員長(安富法明君) 委員長の見解ということなんですが、先ほどですね、私一つ言い忘れたことが実はあります。

2月25日の読売新聞にですね、まだ、この調査の終わっていない報告書(案) が出たというよりは、この報告書を見なければ書けないような記事が実は出ており ました。で、下井副委員長より、こういうことがあってもいいのかというふうな申 し出を一応受けております。過ぎたことですから、どうしようもないと言えば、この件に関しては、どうしようもないんですが。ただですね、委員長とすれば、一つの審議をしている途中にですね、私見を交えた、いろいろな形での文書的なものが出るということに対してはですね、非常に議会のルールを無視したものじゃないかなというふうな思いを持っております。

このことに関して、もしですね――少し本題から外れるかもしれませんが、今の社会通念っていうふうなものの考え方、要するにこれは常識論の話です。委員の皆様に十分な議論をしていただく以外に、私がこれはこうだと言って押しきれるような単純な問題ではありません。常識のない者が、常識論をぶち上げてって、こんな話ですからね。私も非常に難しい問題だというふうには思いますが、もし御意見のある方、例えば、今、純政会だよりが出ておりました。どういう意図か、もし発言ができれば、されたらいいというふうに思います。かなり、深刻な問題ではあるというふうに私は思っております。

〇委員長(安富法明君) 秋山委員。

○委員(秋山哲朗君) この100条委員会を立ち上げた時からですね、るる委員長が申されたとおり、途中からどうも、この委員会の趣旨が違った方向にいってるように思うんですよ。

それで、私は前回と前々回、ちょっといろいろな用事があって出られませんでしたけども、前回の25日の日に、2人の議員の責任については、懲罰動議や政治倫理審査会で追求されるものであるというふうな発言をされた方もおられます。

そして、竹岡委員も言われましたように、この純政会だよりQ&Aという中で、まず、「台湾との今後の関係はどうなの」という問いに対してですね、その答えが、台湾——先ほど、秋枝委員が言われたとおりなんですよね。「台湾のマスコミによりますと、美祢市と西岡さんに対しての悪意は抱いてないということでした」。これ、どこから出た発言なんですか。

そして、しかもですよ、「しかし、今回の2人の市議の行動は、台湾という国の イメージを非常に悪くするものであり、台湾にも迷惑をかけたんではないでしょう か」という、この文責責任は山中佳子さん、そして下井議員――下井副委員長です よ。そして、今言われた秋枝委員ですよ。

こういったことを含めてですね、もしよければ、政治倫理審査会を開くような段

取りしたらどうなんですか。この場はこの場でですね、きちっと締められないと、 初めの趣旨から曲がったとこに、今、いってるというふうに思いますので、これを 終結次第ですね、政治倫理審査会のほうの申し立てを我々したいと思ってます。そ の中できちっとですね、時系列に、このたびのこと、何が行われたかということ。

常にですね、証言にもありますように、西岡市長が、常に先導的に物事を進められていったわけですよ。なおかつ最後には、そのホテルに女性を連れて帰って来たという、ここですよ問題が大きいのは。そこを間違わないようにしていただきたい。そして、この100条委員会をきちんと終わっていただきたい。事実をもとに作成をしていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

- 〇委員長(安冨法明君) ほかに。山中委員。
- ○委員(山中佳子君) 文責で、私たち純政会が純政会だよりを出しました。これは 100条委員会の結果が、こうであったというものではありません。私たちの政治 活動の一環として、私たち3人が思っていることを書きました。

また、市民からのいろいろなQ&Aですから、質問もありました。その質問の内容を要約して集約して、私たちは、それに私たちの政治活動としての見解を書いたつもりでいます。

ですから、それが間違ってると言われれば、それは皆さんの見解で、その方々は、 またそのような、ほかの新政会だよりなり、政和会だよりなどを出されたらいかが でしょうか。

- 〇委員長(安冨法明君) 竹岡委員。
- **〇委員(竹岡昌治君)** 言うつもりはなかったんですが、見解の相違って言われれば めちゃくちゃな話なんであれですが。

冒頭に書かれてるのは、12月定例会の初日。9人、私も欠席をした者ですが、 これのですね、審議拒否をした理由。私たちは、「疑惑のある市長が提案した議案 は審議できない」と言ってません。これは名誉のために申し上げます、9人の。

まず、一番目が6月議会のことを書いております。これも、もっとはっきり言いますと、決算予算書が出てきた。実に、数字を二十何項目、箇所やりかえたんですね。これは、議会の指摘によってやりかえたんです。我々は、やりかえてもらうまで待って議決をしたんです。

さらに9月議会、専決処分のエアコンの問題。これも、きちっとした答弁をなさ

れるならば、我々はよかったんです。ですが全部虚偽。日付をやりかえてみたり、 つじつまが合わなかったり、あるいは真夜中に業者が見に行って朝決定をせんにゃ いけん。そんなことできないこと。先ほども申し上げましたけど、事務処理がもう めちゃくちゃなんですね。それをあたかも、議会では、説明を虚偽の説明されてま す。

それから、特別会計の農業集落排水。

それから三つ目が、9月議会の最終日における我々があれを出しました。とうと う市民の皆さんに、市政に対する信頼の回復に努めることを求める決議書というの は、これは、みんなで協議をした結果、出させていただきました。

その上で、こういう台中の問題が起きた。そこで我々は、審議拒否を申し上げた。 余りにも虚偽の発言が多すぎる。これも、山中委員に言わしたら見解の相違なんで すか。我々が事実を書いてお渡ししたと思います。どこにも書いておりません。で すから、特化しないでください。我々は三つのことを書いて判断しました。ですか ら、やはり真実を政治活動とおっしゃるならば、真実を伝えていただきたい。

それから、ましてやですね、「セキュリティのきいてるホテルのエレベーターや廊下は公道と同じです」。本当なんですか。こんな話、私聞いたことがないですよ。私、新橋のホテルの話しましたね。入れませんよ。公道じゃないんですよ。セキュリティがきいてる所は、カードがないとエレベーターには乗れないし、そんなホテルの廊下が公道と同じです。これ見解の相違ですか。言いたくなかったからですが、これに対して文責が、私は名前を申し上げませんでしたけど、山中委員が反応されたから申し上げたいんですが。横道それましたけど、戻します、話を。2人の市議の皆さんが、台湾という国のイメージを非常に悪くしたと、秋山委員がおっしゃった。これも同じことですね。それから、事実無根であると断言しておられるんです。ですから、公正・公平性が保てるんですかって言ってるんですよ。

さっき読売新聞のこともお聞きしました。残念ながら、どこでどういうふうになったかわかりません。しかしながら、こんな委員会で、私は何回も言いますけど、 100条委員会の報告書というのは、あった事実を報告する、調査をしたに尽きるというふうに思っております。

以上です。

〇委員長(安富法明君) 委員長として申し上げますが、先ほどから出ております純

政会だよりあたりは、ちょっと横道にそれてるとは思うんですが、読売新聞の話も いたしました。

で、委員長として申し上げたいことは、純政会だよりを、自分たちの意見だから 文責を示して出したのが何が悪いかじゃあ、ほかの会派も出しゃいいじゃないかっ て、そういうことを委員長が問題にしているわけではありません。そりゃそうです から、政治活動としておやりになるのはおやりになられたらいいと思うんですよ。

そうじゃなしに、一つの審議をしてる途中で、結論が出ていないものが、私見を 交えてそれぞれの委員が、これは私の意見だけどって言って、市中に多くの文書を 出されるっていうことがいかがなものでしょうかっていうふうな……。それは議会 のルールとして成り立たんでしょう。だから、副委員長が言われた読売新聞の件も、 同じことですよね。どこから出たんですか、まだ、審議終わってないじゃないです か、そういうことでしょう。だから、そのことを、委員長としては問題にしてるっ ていうことです。ほかに、岡山委員。

〇委員(岡山 隆君) 100条委員会の調査報告書の案についての事案ですけれども、基本的には、これからずれないようにしてまいりたいと思っております。

いずれにしても今回、こういった報告書がちゃんとできていない中にあって、今、山中委員のほうからありましたけれども、この純政会のほうのQ&A、3回にわたって出たわけですよね。これは今、政治活動というよりは、もう市長選もありましたので、まさにもう選挙活動と思われる、そういうことではなかったかな、このように思われるわけです。だからといって今度は政和会、また新政会、私は所属はしておりませんけれども、そういったところからは、そういったQ&Aとかいうのは一切出ていないわけですよね。それは当然、これを出せば選挙活動に通じるということで、良識のある大人の対応をされたんではないかと私はそのように思っております。

それで今回、委員長のほうもですね、100条委員会で、本当に、この報告書 (案)をまとめるに当たって非常に苦労されたということ、本当に私はよく承知しております。

そういった中で、きょう委員長の報告があって、この議事録――いつやったかな ――前回26日ですか、その時にあった中でですね、山中委員のほうから、「市長 に対する疑惑がよくも悪くも解明されたとは到底言えない状況で、無理やりこのよ うな一方的な報告書を市民に提示することには反対いたします」とあるわけですよね。これはこれまでに案、またいろいろ証言の列記、3人の列記やって、そこにいろいろ問題はありませんか、事実に基づいてどうなんですかって、委員長も何回も言われましたよね。その中で、何か出てくるかというと出てこないで、山中委員からは必要ないと、こういったことも意見があったわけでありますよね。

そしてまた、平成31年1月10日の委員会においては、報告書の作成に当たって、留意する点について意見を委員長求めていますけれども、山中委員からは意見は何も出てきていないわけですよね。ここにきて報告書案がまとまってですね、この原案については、注文が多く出ているわけでございますけれども、それについては副委員長もおられますので、どうしてこういったところをきちんと織り込んで調整されなかったか、この辺についてですね、ちょっと私は疑問がありますけれども、その辺について委員長、その辺の対応はどうなんでしたか。委員長、その辺御説明お願いしたいと思います。

- ○委員長(安富法明君) そうですね、委員長の見解ということなんですが、何度も申し上げております。私は委員会の運営については、公平性を保ちながら順を追って、その都度意見を求めております。そのことについては御理解をいただきたいと思いますから、今回もう一度、その報告書がどういう形でできてるのか、あるいはその過程において、報告書の中にも重要なことについては記載をした。意見を求めております。その都度、例えば証言についても意見がないということで、新たな証言とか求めなくてよろしいですね、それではこの件に関しては終結をしますよっていうふうな形で、一つ一つ私は進めてきておるつもりであります。それをまた、元に戻るような形での意見を出されてもですね、委員長としては非常にやりようがないといいますか、代わってやってくれっていうふうな言い方は、委員長としては不見識だから言うつもりはありませんけれども、御理解をいただきたいというふうに思います。岡山委員。
- ○委員(岡山 隆君) 今回、100条委員会調査報告書(案)につきましてはですね、要するに、今までの市長の1時間にわたる記者会見の議事録、また、100条特別委員会における証人尋問、こういったところのものの議事録、また、台中フローラにおける事務処理的な対応、予算、さまざまなそういった資料というものをですね、かなり――ページ数で言ったら、500ページぐらいあるんかな。そうい

ったものを、今回、当然委員長が、報告書(案)としてまとめて、また同時に、それらの資料を、美祢市の顧問弁護士になっている弁護士法人のラグーンですかね、その弁護士2名の方が、今回その資料を全部頭に入れた上で、そして、委員長の報告書を作成されたものが、常識的に、きちんと逸脱してないような、関連できちんと書かれてるかどうか。そういった中で多少は加筆されて、または修正された部分もあって、今回、私は報告書が出てきておると理解はしております。

そういった中で、今回、この報告書における調査の内容と結果など、また、問題 点と委員会の判断など、こういったものがより明確に、恣意的に書かれているとい うことは、到底思えないわけですね。客観的事実の集約、それらを集約して、適切 に記述をされていると、このように私は考えております。

特に調査の内容と結果、こういった中から、いろんなさまざまなやりとりがあってですね、この中で、「現地の男性から女性を勧められ料金のやりとりもあったが、断りホテルに帰ったとも答えている」。こういったところ、市長の記者会見ですよね。さらには、「西岡市長は、この女性について、コンビニ前に居た女性であることを認めたうえ、ホテルの前で振り返ると付いて来ていた」、「エレベーターに乗る前に「お見送り」か「おやすみ」かは定かではないが、片言の日本語を話していた」と。こういったところで、「「エレベーターにその女性と乗ったが部屋には入れていない」と話している」。こういったところの証言など、実際、市長が言われたことですから、こういった客観的な事実というものを、ちゃんと載せられていますので、そういったところのものは、きちんと漏れなく書いているということで、何らこれは問題はないと思っております。

そういったところで、顧問弁護士のほうも、両論併記は必要ないということも言われてますし、客観的事実に基づいてきちんと書かれた報告書であり、これがどこが恣意的なものであるか、私は理解できないわけであります。

もし、ほかに両論併記は必要ないですけれども、文文句句で、もし問題があれば、 その辺は少し委員長と少し加筆か修正程度のものは、私はいいと思っておりますけ れども、大きくこれから変更される必要はないと思っております。

以上です。(発言する者あり)

〇委員長(安富法明君) 基本的には質疑を受けておりますが、報告書に対する意見 は言われていいと思います。要するに、もし私見を交えてお話しになってもですね、 それは一々止めはしません。(発言する者あり)意見を今求めております。質疑、 意見を求めております。(発言する者あり)いいですよ。

最初に申し上げたと思うんですが、報告書に対する意見を求めてるわけですが、恐らく、立場が異なる方がおられますから、討論のような形になろうかというふうに思っております。そのことを制止するつもりはありません。十分に、時間のある――昼からもありますから、十分に議論していただけたらというふうに思います。竹岡委員。

○委員(竹岡昌治君) 私もですね、この100条委員会開催されてから、市民の皆さんがMYT見られて、委員長が極めて公正・公平に委員会運営をしておられるという評判を聞いております。したがって私も、今回の報告書が委員長の偏見と独断ではないというふうに思っております。ほとんど事実が書かれております。

ただ一つだけ私が気になるのは、西岡市長はですね、野柳の歓迎会――歓迎交流会、ここでですね、お酒を――ビールを約10本以上、日本酒を5合以上、紹興酒を5合以上飲んだと。これはですね、本来、出張の目的達成っていいますか、野柳との交流を図るためにですね、これだけの酒を2時間のあいだに交流を図りながら飲まれたっていう、私はこの行為は、まことに不適切であるというふうに思うんですね、長として。

それともう1点は――その行動そのものが不適切であると、もう1点はですね、 したがって、飲んでたからよく覚えていないということは、証言の――100条に 来られた証言の中身すら、何をおっしゃったのかがわからない。いわゆる信憑性が ないと私思うんですよね。

そこで、戻っちゃいけんというから、私は言いませんでしたが、私はどうしてもここにひっかかるんです。これだけの資料、私は、酒をちょこ二、三杯飲んだだけで、ひっくり返ってわからなくなっちゃいますが、これだけの量を飲んで、実際にバスに1時間揺られて、そして、議員を連れてですね、一緒に行かれるんかな飲みに、と疑問を感じます。したがって、この行動そのものが不適切であるということと、100条に対する証言の信用性っていいますか、この辺が、極めて疑義を感じてるんです。

ですが、今さら元に戻すなって言ってやから戻しませんが、また今度、懲罰委員会でもあったときに参考人として呼んでいただいてですね、その上で飲んでいただ

くという手もありますから、置いときます。

もしくは、この委員会で、これに対して疑義がある、偽りの証言じゃないかとい うことで、告訴は考えておられるんですか、どうですか。

○委員長(安富法明君) 委員長に対しての質問だろうというふうに思うわけですが、 基本的には、証言の食い違いを精査をしようということについて提案をいたしました。しかし、その時点で、基本的には必要ないという意見がありましたので、私は 先ほども申し上げましたように、証言の内容等についての質疑は、これで必要ない という意見だろうというふうに判断をしましたっていうことを先ほど申し上げております。

つまり、竹岡委員の言われる偽証ですね。で、告訴するということでしょうね。 私は、できないことはないというふうに――それが100条の趣旨であって、証言を求めるための出頭の要請、あるいは、書類の提出等に正当な理由がなくしてとか、あるいは提出されたものに虚偽があるとか、証言が偽証であるとかっていうことがはっきりすればですね、私は、そういうことは可能だろうというふうに思っておりますが、そこまでは、本委員会では議論がされておりません。

したがって現状では、そういうふうな対応はできないというふうに思っておりま す。一から出直せばわかりませんよ。そういうことであります。岡山委員。

- ○委員(岡山 隆君) 委員長にですね、1点ほど確認ですけれど、今回、2018台中フローラにおける、今回、野柳からあとホテルに帰って、それから出て行かれた経緯、こういったことは、今回は西岡市長になっておりますけれども、これが別に他のほかの市長、また別の人物、そういったことが、今回同じようなことになれば、同じような報告書になるかどうか。たまたま今回、西岡市長になっておりますけれども、その辺ついては、同じような報告書になると思われるのかどうか、その辺についてお尋ねします。
- ○委員長(安富法明君) 委員長に意見を求められるのも拒否はしませんが、基本的にはですね、委員長の立場とすれば、委員の皆様方に、この件について協議をしてください、議題としますから協議をしてくださいというふうにお諮りをしております。

そのことから考えますに、委員各位の活発な議論をされて、それを委員長がまと めるのが筋じゃないかなというふうに思っておりますが。思っておりますが、恐ら くですね、私はどなたが委員長をされても、基本的には、同じような方向になるん じゃないかなというふうに思っております。

つけ加えますけれども、基本的には、例えば、議会の調査権であります100条にしろ、何も今回のような件だけを言ってるわけではありません。政務活動費でありますとか、議会に図書館を設けなさいとか、いろんな形で、議会の調査権について触れておるわけです。そういうことを前提に考えましたときには、必要な場合には、こういうこともあるよっていうことでですね、100条たびたび開くっていうようなことが、私はあるよりは、ないほうがいいんじゃないかなというふうにも思っておりますし、やる以上はですね、きちんとしたものにならなければならない。それぞれの人格とか名誉とかにも、ある程度踏み込んでいきますから、そういうふうなことを委員長としては考えております。岡山委員。

○委員(岡山 隆君) 当然、そうであるとは思っております。いずれにしても、今回、こういう報告書(案)が取りまとめられたわけでございますけれども、一方ですね、委員によっては、先ほど言いましたけれども、「無理やりこのような一方的な報告書を市民に提示することには反対」ということで、これについて何ぼ議論しても、私は平行線のままずっといくような思いがあります。

ということで、これはしっかりと客観的事実に基づいた事案、証人尋問そのものですから、また顧問弁護士においても、膨大な資料をちゃんと見られた上で、委員長の報告書が、一般常識、適切に処理されているということでありますので、そういった当然反対の意見が――当然見方が違いますから、そういったところでですね、もしこの案で、どうしても譲れんという部分があれば、ちょっとその辺については言ってもらって、そして、また顧問弁護士にそこを見てもらって、作成していって案ができれば、私はそのほうがいいと思っておりますので、そういった対応をしていただければいいんじゃないかと、このように思っております。

- **〇委員長(安冨法明君)** 杉山委員。
- ○委員(杉山武志君) 私はですね、前回三つ、ちょっとお尋ねなり何なりをしたんですが、その中で一つ、今、いろいろとお話が出ておりますが、両論併記というお話です。

委員長は、先ほど回答としまして、複数の意見をのせることがふさわしくないというふうに言われたと思うんですが、私としましては、あったことを――あった事

実をですね、整理、まとめるということで、両論併記していただきたいなという思いがしております。

以上です。

- ○委員長(安富法明君) ちょっと待ってください。杉山委員の言われるのは、出た意見って言われますが、意見は意見として議事録に残ります。しかし、意見は集約をしますから、そういう――議会というところは、そういうふうな意思の決定機関ですから、最終的な意見は、そういうことにはならないのではないでしょうかっていうことを申し上げて……。少し意味合いが違うと思うんですよね。杉山委員。
- ○委員(杉山武志君) この両論併記というのがですね、言葉を縮めましたけど、報告書の一番最後に「以下、見解が異なる委員の意見について述べる」と、ここを記載していただいておりますので、これを中に組み入れられたらいかがかという、前回の話であります。
- ○委員長(安富法明君) もう一つよくわからないんですが、要するに、本文中に入れるっていう意見が出ておりましたよね、今までに。そういうことを言われてるわけですか。(発言する者あり)そのことについては委員長としては、最初に、皆様方の出た意見に対して、委員長の見解を申し上げておりますよね。要するに、わけのわからん報告書になりますよっていうことなんですよね。そういうことを申し上げました。だから、それは皆さんの意見ですから伺いはします。三好委員。
- **○委員(三好睦子君)** 文中の訂正なんですが、20ページの12行目の「事業目的 のとおり」をカットしないと、意味がわからなくなるように思うんです。したがって、インバウンド事業の重要な位置づけとしている……(発言する者あり)20ページの12行目です。
- ○委員長(安冨法明君) 12行目ですね、はい。
- ○委員(三好睦子君) 12行目のところなんですが、「事業目的のとおり」をカットしないと意味がわからなくなる。読んでみたときに、これはのけないと意味がわからなくなるなと。「インバウンド事業の重要な位置づけとしている台湾との交流を進める本市と」にしたほうがいいと思うのです。

それともう1点ですが、20ページの下から14行目なんですけど、「職員等を」とありますが、これは「市議・市関係者」に変えてはどうでしょうか。

それと、続きに言わせていただきますが、20ページのタイトルに「問題点と委

員会の判断」とありますが――とあるので、これに沿った報告書であるべきと思います。

20ページの最初の10行目をカットしたほうがいいのではないかと思うんですが、最初に2ページですか、2ページの下からなんですが、これの記述について、20ページのとこの――済みません。上のほうをカットしたらいいというのは、最初の2ページの目的と――。

- **〇委員長(安富法明君)** ちょっと三好委員、ちょっとまとめて言ってもらえませんかね。
- ○委員(三好睦子君) まとめて言います。
- ○委員長(安富法明君) ちょっとね、時間も経過しておりますから……(発言する者あり)三好委員、ちょっと、委員長の言うことちょっと聞いてください。ちょっとまとめて……休憩を──時間もかなり経過しておりますから、ちょっと休憩をとりたいというふうに思います。

ちょっとまとめて、箇条書きにでもいいですから、しておいてください。済みません。聞いてても、よく委員長理解ができません。委員長の理解力が足らないのかどうかわかりませんが、そういうことにしたいというふうに思います。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時13分休憩

午後 1時00分再開

〇委員長(安冨法明君) 休憩前に続き、会議を開きます。

午前中にいろいろ意見を伺ったわけなんですが、引き続き、委員皆様方の意見を 伺いたいというふうに思います。質疑はありますか。三好委員。

○委員(三好睦子君) 意見を述べさせていただきます。

文中の訂正になると思いますが、20ページの下から3行目、「西岡市長の行動は、秘書に連絡することなくホテルを外出した後」、そのあとずっと続いて―― 云々かんぬんと続いて、「15分から30分程度は滞在したというものである」とあります。この行動の説明は、証人尋問による証言内容として、17ページから19ページに記述してありますので、ここは書く必要がないかと考えます。

次に、21ページの4行目からの「買春の事実を疑われても致しかたない状況で

あると考えられる」とありますが、この後に「しかし、確たる証拠もないので、断定できない」と記入するべきだと思います。

また、疑いがあるという意見と疑いがないという意見、双方の意見があったわけですから、報告書には入れるべきだと考えます。お互いに協議をして、これでよかろうとしたときに報告書が完成するべきであって――よかろうとした報告書にするべきだと思います。

- **〇委員長(安富法明君)** よろしいですか。ほかに御意見がございますか。猶野委員。
- ○委員(猶野智和君) こちら、報告書のほう読ませていただいて、午前中に委員長のほうから、以前私が意見をして、報告書に載せてしてほしいというような内容を載せてないというお話がございました。

この報告書の内容、3人の証言者の証言をもとに、淡々と事実を書かれております。あの日、あの時、あの場所におられたのは、その3人しかいらっしゃらないわけですから、そういう方針で報告書をまとめていらっしゃるというので、私が要望した部分をカットされたというのも、いたし方ないのかなと思っております。

その3人の証言を――それぞれ立場の違う方の証言ですから、当然、まとめるのは大変だったと思いますが、こちらの最終ページの部分の問題点と委員会の判断の部分で、この3人にとって、いずれにもかなり厳しい内容のことが書かれております。それぞれの方がこの文面を読まれたときには、やっぱり自己弁護したいという思いは、当然出てくるだろうなと思います。また、それを応援される方にとっても、ここは不適切だから消してくれとか、これを追加してくれとかいう意見が出てくるのもわかります。

しかしながら、ここは事実を、その証言をもとにまとめられたものであり、最後のページ、23ページのところで、それのことで、委員長と副委員長が弁護士のところに、1月29日に訪れられたということが載っております。

委員長と副委員長、それぞれお立場が違う方が、お二人そろって弁護士のところに尋ねられて、そして、ここに2名の弁護士の方がお名前載っておりますが、その方にこちらの報告書を見ていただいて、最終的な報告書をつくられたと。ここがよく、ここの議会でも公平・公正という言葉が出てきますが、そういう意味でのここは、担保になっているんだと思っています。

ですので、ここで今、いろいろな御意見出ておりますが、その御意見を聞いて、

また、この報告書の内容を変えるということになると、最終ページのこの担保の部分が台なしになってしまう。それぞれ立場によっては内容に不満がある、出てくるのは仕方ありませんが、こちらの弁護士の方を通したという結論は、一つの形として認めざるを得ないのかなと。

仮にここを、修正可ということになってしまいますと、この23ページの部分は、まるっきり意味がなくなってしまいますので、この委員会自体が出口を失ってしまうのではないかと思っておりますので、そういう意味で私は、ここの報告書、基本的に弁護士が確認された部分以外は修正すべきではない、このまま報告書、生のままいかれるのが一番よろしいのではないかと思います。意見でございます。

- 〇委員長(安冨法明君) 山中委員。
- **〇委員(山中佳子君)** 委員長にお尋ねですが、弁護士からの御助言というのは、どのような、どの程度のものであったか、お聞きしたいと思います。
- ○委員長(安富法明君) 今、山中委員からの質問ですが、平成31年2月5日付けで、2人の弁護士さんが携われた報告書が届いております。

かなりいろいろなことが書いてはあるんですが、いずれも調査内容に沿いながら、 提出をした書類——全て提出をしてございます。これに沿って指摘をされたものが 返ってきております。読み上げるにしてはちょっと量が多いんですが……。

それではですね、御意見に沿いまして、配信をさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

午後1時09分休憩

午後1時32分再開

○委員長(安富法明君) 休憩前に続き、会議を開きます。

弁護士事務所から2名の方に共同で、この報告書に対するチェックをしていただいたわけですが、皆様にそれぞれ配信をいたしました。2月5日付けの報告書でございます。

この報告書なんですが、弁護士の報告書ですね――につきましては、基本的には、 主語が欠けてる部分でありますとか、証言記録に基づいてもう少し部分的に加えた ほうが、読まれる方にわかりやすいだろうというふうな指摘でございます。

大勢において内容が大きく変わるような部分は、私はないというふうに判断をし

ておりますが、このことについて御意見がございましたら、お伺いをしたいという ふうに思います。質疑はありますか。山中委員。

○委員(山中佳子君) 私も読ませていただきまして、新たに取り入れられた部分でいうものは、ないのではないかというふうに感じました。言葉は、ちょっと言い回しを変えられたり、それこそ主語が入っていなかったところに入れられたりというふうな文面になっていると思います。

そこで、私の意見を申し述べたいと思います。

前回も申し上げましたが、6回の調査特別委員会の結論は、この報告書で公平・ 公正に出されなければならないと思います。

事実関係の「証人尋問による証言内容」の中で、カラオケ店に関しては、3人とも入店時には風俗店であるとの認識は抱かず、「接待を始めたため、「風俗店」だと気づき、2分から4分後に議員2人とともに西岡市長も退店する」とあります。3人とも風俗店とは知らずに入店し、風俗店だと気づきすぐに退店したという事実は、3人の証言が一致しており、何もやましい問題になるような状況ではなかったということは明らかです。

また、ホテルの1階で、エレベーターに乗ったのは見たが、部屋に招き入れたかどうかまでは見ていないという2人の議員の証言は大変重要な部分であり、また、 疑惑を証明する確たる客観的な証拠も証人も何もないという事実も、非常に重要であるにもかかわらず、何ひとつこの報告書には記されていません。

12月5日、「市議の1人は取材に対し、「クロだと確証を得た」」という新聞報道もありましたが、6回の100条委員会の中では、何の証拠も示されませんでした。

以上のことより、私は、今回の台湾での西岡市長の一連の行動に、女性との不適切な行為も倫理に反するような行動もなかったと判断します。

公費の支出に関しても、公務はきちんと行われており、問題はなかったと思います。

また2人の議員のとった行動にまで言及するのは、100条委員会の結果報告と はかけ離れたものであり、あくまで地方公共団体の事務に関する調査を行うという、 100条委員会の趣旨にのっとった報告書にすべきであると思います。

私の意見とは、全く逆の考えの方もあると思います。全会一致の報告書というこ

とは、大変難しいと思います。ぜひ、両論併記の報告書となるようお願いします。

弁護士の意見書の中でも、最後に、「特別委員会として取りまとめた結果を調査報告として行うという性質上、個別の異なる見解を付記することは一般的ではないと思われます。もっとも、特別委員会として反対意見や補足意見を含めて記載するということで合意が得られたのであれば、個別に見解を付記することが否定されるわけではありません」とあります。ぜひ、このことを踏まえて、お考えいただきたいと思います。

以上です。

○委員長(安富法明君) 山中委員の意見なんですが、先ほど、前回も、山中委員の 意見は似たようなことであったというふうに思います。それについての委員長の見 解は、午前中の冒頭申し上げたつもりであります。

公務の範囲が――要するに、昼間の行事だけなのか、あるいは、夜の部分にも公費が当てはまるのかというふうなところとか、常識論的なものでありますとかいうこと。例えば一つ、先ほどの弁護士の報告書の中で、10番目にこういう指摘がございます。エレベーターのくだりなんですが、「女性がついてきており市長は、女性とエレベーターに乗り込んだ」。これを、弁護士は「女性がついてきており」、ここから弁護士が修正をされておるんです。つけ加えておられるんですが、「西岡市長の乗ったエレベーターにその女性も乗った」。理由、「「女性と乗り込んだ」という表現であると、西岡市長が積極的に女性とエレベーターに乗り込んだと思われる表現になっているが、そこまでの事実認定をすることは困難であるため」というふうに書いておられます。

できれば、一つ一つの根拠について――根拠といいますか、発言をされたことについて、この報告書を作成するに当たって弁護士の意見も聞いたっていうことは、そういうところにあると思いますし、なるべく公平性、公正性を保てるように、委員長としては配慮したつもりであります。

それから、新聞報道に対する「クロ」がどうのこうのっていう話ですが、これは 事実確認ができるわけではございません。そういったものについては、この報告書 の中には入れてないということは、ほかの人の意見についても同じ扱いをしており ます。その辺のことは何度も申し上げておりますが、よく御理解をしていただきた いというふうに思いますし、私の意見だけを入れてくださいって言われても、それ は、私は委員長としては、適当じゃないというふうに判断するしかありません。ほ かに御意見はございますか。岡山委員。

○委員(岡山 隆君) 今、山中委員も言われましたけど、ずっと一貫して同じことを言われてるんですよ。2月25日もそうでした。もう「無理やりこのような一方的な報告書を市民に提示することには反対いたします」と。今言われたことも全く一緒。これ、何回も同じことをして繰り返しても、本当にしょうもないなって、なんか進歩が全然ないなって。そのように私、何回聞いちょっても、毎回同じことばっかりということです。ちょっと、少しは進化していただきたいなと、話の内容にですね――思いますけれども、全然は変わってない。初志貫徹か、もう本当に同じ事をずっと言い続けて、100回言ったら本物になるとかも言いますけど。

それで今、顧問弁護士にいろいろ、委員会で出た報告書の事案、また100条の証言、こういったところのものから顧問弁護士も、今、委員長も言われましたけど、「西岡市長は、買春自体は認めていないが、少なくとも買春に関するやりとりがなされた現場にいた女性とともに、ホテルのエレベーターに同乗しているなど、社会通念上、買春の事実を疑われてもいたし方ない状況であると考えられる」。これが、今後、報告書をまとめられて、市民の目にあたるということが、非常に山中委員にとってはもう許しがたい。そういったところの気持ちもわからんことないですけど、これは、同じようなことを別に西岡市長じゃなく、ほかの市長とかがやっても、同じような状況の私は報告になっていくんではないかと思っております。(発言する者あり)普通、ほかの市長はしちゃあないですけどね。

そういった面で、そういったところも、「「買春のやりとり」では直接的すぎるため「関する」を追加。「女性を伴い」や「同乗させる」という文言は、西岡前市長が積極的に引き連れたというニュアンスであるがそこまでの認定はできないため表現を修正」と、こういったところをやっぱり、しっかりと考えられて報告書を作成されておりますので、私はこの報告書で十分であると、このように思っているところでございます。

- 〇委員長(安富法明君) 三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 今の岡山委員の発言の中で「同じことを何回も言う」とか「進歩がない」とか、そんな人権にかかわるようなことを言ってもいいんでしょうか。なぜ止められなかったんですか。

○委員長(安富法明君) 皆さんいいですか、最初、私申し上げたと思うんですが、 事実は事実として報告書をつくっております。でも、その報告書に対する意見を求 めております。その上で皆さんが討論される形で、御自由に意見をおっしゃって結 構ですというふうに申し上げております。

三好委員が言われるほど――自分が言われることも大分考えていただいたら、理解しにくいところがあると思います。お互い様のようなところを感じます。どうぞ、三好委員。

- ○委員(三好睦子君) お互いが討論する中で、意見に対しては討論があってもいいけど、同じことを言うとか、進歩がないとか、ほかにも何か言われましたが、そういった人権を無視するような、人権侵害とは大げさなんですけど、人権にかかわることをこの場で、自分の意見として述べることは適切ではないと思いますが。この中で意見を述べるのはいいですよ。でも、あの人がどうじゃった、こうじゃった、同じこと何回も言って進歩がないとか、そんな批判をすることはないと思いますが、どうでしょうか。
- ○委員長(安富法明君) 岡山委員、何か反論がございましたら。
- ○委員(岡山 隆君) 実際、何回も言われてなかったならば、私も言いませんけれども、それは繰り返し――ここにおられる方は、皆そのように感じられてるから、私は代弁しただけであります。

以上です。

- 〇委員長(安富法明君) 三好委員。
- ○委員(三好睦子君) きのうですね、先輩議員、竹岡委員が言われました。「相手を慈しむ心」だって言われました。私はそれに同感しました。本当に相手を慈しんで尊重してやる、その議論が必要ではないでしょうか。
- 〇委員長(安冨法明君) 岡山委員。
- ○委員(岡山 隆君) こういったことをやりとりすると、本題から外れますので、 慈しむも時と場合がありますから、こんなこと言ってたら切りがないですから、ちょっとしっかりと皆さん、たくさん御意見があると思いますので……。

今、修正版ちょっといただきました。報告書ね、弁護士からの。これしっかりと皆さん方、いろいろ意見があれば、どんどん出していただきたいと思います。私も出しましたので、皆さんよろしくお願いします。

- ○委員長(安冨法明君) ほかに御意見はございますか。秋枝委員。
- ○委員(秋枝秀稔君) 私、岡山委員が「同じことを何回も言われる」っていうのは、 やっぱり何回も言わんとわからんから言うわけであって、それを進歩がないという 言い方は、ちょっとこれは言い過ぎじゃないでしょうかね。

それともう一つ、弁護士の報告書最後に、最後の報告書21ページの10行目、「以下、見解が異なる」というような書き方がしてありまして、そこに、「個別の異なる見解を付記することは一般的ではないと思われる」というふうに書いてありますけど、これは「個別」というのが弁護士1人の見解だけという、こういう思いで言われたと思うんですよ。

- **〇委員長(安冨法明君)** 弁護士は2人で意見を交わしながら、この報告書のチェックをされているということは申し上げたというふうに思います。
- ○委員(秋枝秀稔君) 何回も言わんとわからんですね、本当。だからですね、これは最後に書いてありますとおり、判断に委ねられるというふうに書いてありますから、これは、そのままおいてほしいと思います。
 以上です。
- ○委員長(安富法明君) 委員長として申し上げますが、弁護士の意見は、意見としてここに書いてあります。その意見に沿いまして、報告書に反対意見の――異なる反対意見ということでお聞きをしております。弁護士がそのまま言われるんなら、ここはついておりません。御理解がいただけますかね。

弁護士の意見をそのまま入れれば、この最後の、報告書の最後にあります「以下、 見解が異なる委員の意見について述べる」というところが、本来入りません。こう いうことも必要かなということで、委員長報告として付けております。御理解いた だけますか。

ただ、委員長としても付けてはみたものの、先ほど申し上げましたように、議会は団体意思の決定機関です。その辺のことも理解をしていただかないと、これからの審議も結局同じことになります。極力っていいますか、基本的に、意見は一つになるように議会は議論をします。

最終的には、多数決ということになろうかというふうにも思いますが、それが議会という組織だというふうに、委員長は理解をしております。ほかに御意見ございませんか、秋枝委員。

- ○委員(秋枝秀稔君) これは、しかし、報告書ですから。
- ○委員長(安富法明君) はい、そのことも申し上げたと思います。
- ○委員(秋枝秀稔君) 両論併記はあると思います。
- **〇委員長(安富法明君)** 報告書ではありますが、基本的には、こういうことですということを申し上げたと思います、最初に。
- ○委員(秋枝秀稔君) いや、報告書ですからね、両論併記があるというふうに私は 考えます。
- **〇委員長(安富法明君**) それは伺っておきます。竹岡委員。
- ○委員(竹岡昌治君) 今、弁護士の相談された検討結果の文書を見せていただきまして、先ほど私が申し上げたことが、そのとおり書かれてますんで、びっくりしました。私自身も、先ほどの出張の事業の目的、それの適正。適切性って書いてありました、ここには。なるほどなと思いました。そうしたいろんな意見を見ますと、報告書の中に詳細に入れ込んでおられます。

その上で、先ほどから両論併記、意見書をやる場合なら両論併記――例えば昔ありましたね、大店審(大規模小売店舗審議会)で、新しく店舗が出てくるときに意見を問う、諮問をした。そのときに、美祢の場合は両論じゃなくて、三論併記ってのもありましたけど、それはそれでいいと思うんです。ですが、事実は一つだと思うんですね。

100条委員会は、あくまでもその事実に基づいて、証言に基づいて……。これは、私なんかはしつこいけど、何回も言わんにやわからんて言うてやから、私も言います。酒飲まんから、本当にこれだけの量が飲めるか飲めんか、この時間で。疑問を感じてるんですけど、自分が飲まないからわからないから。もう委員長が取り上げんと言われるからおさめてはおりますが、これだけの量を飲んで、しかも、これだけの都合のいいところは覚えてるし、あとは酔うちょったからわからん。本当に、証言に信憑性があるかないかっていうことを疑うんですが。それは別の問題として、徴取した事実が書かれているんじゃから、私はこのままでいいと思うんですよね。ただ、最後に意見をつけ加えられたのは、委員長のお情けだろうと思うんですが、私は、その意見を付記するべきじゃないと、事実だけを書いていくというのが、この報告書であろうと思うんですが、皆さんのお考えをお聞きしたいと思います。委員長じゃないんです、今度は。皆さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○委員長(安冨法明君) ほかに御意見がございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(安富法明君) 意見がほかにないようであります。

最後に、委員長として、気になるところが一つございます。そのことについて、 今から読み上げますから、もう一度、委員各位の御見解をお伺いをしておきます。

報告書の20ページ、お開きなりましたでしょうか。問題点と委員会の判断、冒頭から読み上げます。

美祢市議会は、平成30年9月定例議会において、これまで度重なる執行部の 事務手続き等の不備を指摘のうえ、専決議案1件及び決算議案2件について、それぞれ、不承認(賛成多数)、不認定(全会一致)とした。

さらに、同定例議会の平成30年10月26日(本会議最終日)には「市民の 市政に対する信頼の回復に努めることを求める決議」を議会の全会一致で可決し、 西岡市長に対し文字どおり市民の市政に対する信頼回復を強く求めていた。

これは、本市の事務事業の実施にあたり庁内協議の不足、チェック機能の欠如など、組織として正常に機能していない現状に対する議会からの警告であった。 この部分を、削除をしてほしいという意見がございます。

委員長とすれば、申し上げましたように、この調査特別委員会を設置するに当たって、何が問題でそうなったかということ、この部分が抜けたら、この報告書あるいはこの委員会を設置した意味そのものが理解ができなくなるというふうに考えております。

したがって、この部分に対する、御意見を再度お伺いをしておきたいというふう に思います。山中委員。

○委員(山中佳子君) また繰り返しで、進歩がないと言われるかもしれませんが、 この部分に関しては、今回の100条委員会で議論されていることとの因果関係は 証明されていないと思います。

もし、こういうことが原因であったので、今回のようなことが起きたということが関係づけられれば入れてもいいんですけれども、こういうことまでは議論されてはいませんので、私は削除するべきだと思います。

- **〇委員長(安冨法明君)** ほかに御意見はございますか。竹岡委員。
- ○委員(竹岡昌治君) 私は、このままでいいと思うんですね。要するに、公費の使

い方がいかがだったのかということからいきますと、こういう問題が前段にあって、 しかも、先ほども申し上げたと思うんですね。予算化されてない、事業化もされて ない。突如、この台湾の訪問事業をやられたのは結構なんですが、結果的には、台 中市から戸を閉められたというのが事実なんですね。

ですから、私は前座として、当然、これは問題点と委員会の判断ということで、残すべきだと私は思います。

- ○委員長(安冨法明君) ほかに御意見がございますか。三好委員。
- ○委員(三好睦子君) 私もこの部分はのけるべきだと思いましたが、なぜかと言いますと、2ページの調査の目的の下から7行目、特に、ここで説明がありましたが、説明の部分は下から3行目「したがって」からのところでこれを言われて、この中には、こういった20ページになりますが……。下から3行目「したがって、本件出張に係る公費支出の妥当性について、総合的な観点から調査、検証を行い、明確な議会の意思決定を行うため、調査特別委員会を設置する」と、最初に冒頭に説明がありまして、この中には、9月定例会の決算や委員会について、こうしたことがあるよって言われましたが、そこは言われただけで書かれてないし、こういうのが含まれてるというのが──含まれてるのよという説明はありましたが、調査の目的の中にはないので、20ページの上から10行目ですか、これは必要ないのではないかと思いました──という意見です。

そうなれば、文の出だしが少し変わってくると思いますが、ここも調整していただきたいなと思いますが、これについては、先ほど同僚委員から意見もありましたから、私は先ほどは述べませんでした。

- **〇委員長(安冨法明君)** 秋山委員。
- ○委員(秋山哲朗君) 事にはやっぱり起承転結、物語があるんですよね。先ほど竹岡委員が言われたとおりですよ。9月議会でこういうふうなことがあって、10月26日にこういう決議をしたんだということですよね。それはあくまでも、今の執行部のあり方、ガバナンスができてないよということだったと思うんですよ。

その決議後、1週間ちょっとですよね、こういう問題が起こった。むしろ市長の 謹慎期間ですよ、この時期というのは。にも関わらず、こういうことが起こってき たという。物語にはストーリーがあるんですよ、そこには。だから、必要だから、 私は削除する必要はないというふうに思っております。 **〇委員長(安冨法明君)** ほかに御意見がございますか。済みません。ここで、暫時 休憩をとりたいというふうに思います。

この休憩のあいだに、会派代表の方に集まっていただいて、御意見を再度伺いたいというふうに思います。

予定は、2時20分再開を目途に、会派代表者の方に集まっていただいて、意見を交わしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

暫時休憩します。

午後1時59分休憩

午後3時00分再開

○委員長(安富法明君) 大変時間をとりました。休憩前に続き、会議を開きます。 いろいろ皆さんから御指摘をいただいておるところですが、基本的に、休憩中に 会派代表者に御意見を伺いながら、検討をいたしました。

修正箇所につきまして、おおむね御理解がいただけたのではないかということで、 今夕ブレットのほうに配信をしております。

読み上げましょうか。報告書の12ページです。よろしいですか。

これは、前回開催いたしました2月25日の調査特別委員会で、報告書について協議をいただいております。それから、3月14日きょうですね。同じく報告書について、協議をいたしております。それから一応、3月22日には、本会議において、本委員会の委員長報告をさせていただくという予定を加えております。

それから、19ページを開いてください。

19ページの下から3行について修正をしております。読み上げます。「なお、 西岡市長が乗ったエレベーターに女性も乗ったことについては、2人の議員も「目撃した」と証言しているが、「ホテルの部屋に入るところまでは目撃はしていない」と証言している。」、こういうふうに修正をしております。

それから、21ページお開きください。

上から3行を修正しております。読み上げます。「少なくとも買春に関するやりとりがなされた現場にいた現地女性とともに、ホテルのエレベーターに同乗している。買春行為についての確たる証拠はないが、社会通念上、疑惑を抱かれてもいたし方ない状況であると考えられる。」

それから、同じページの21ページの下から7行「以下、見解が異なる委員の意 見について述べる」、これは削除いたします。

それから22ページ、調査の経費でありますが、旅費、証人費用弁償。これが、836円が814円に変更しております。それから需用費として、消耗品費でございますが、これは同じままです。そして合計が2,525円を、2,503円に。修正をしたところを赤字で示しておりますが、ちょっとここ間違っておりまして、814円のほうが赤字になります。下の1,689円のほうは黒字ということで、御理解をいただきたいと思います。ちょっと間違っております。

以上が、修正箇所であります。会派の皆さんに諮りまして、以上の修正を、一応 了解を得たということでございます。

それでは、ここで、本報告書(案)につきまして、採決をしたいというふうに思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(安富法明君) はいと言っていただくと助かりますが……。(発言する者あり)採決についての意見ですか。(発言する者あり)修正についての意見……。(発言する者あり)それは採決の場で示していただければ……。

それでは、これより、委員会調査報告書(案)について、討論を行います。本案 に対する御意見はございませんか。山中委員。

○委員(山中佳子君) 私は、今提示された案に反対いたします。

一部、私が主張した部分も入れていただきましたが、19ページの3行ですね、下3段。「なお、西岡市長が乗ったエレベーターに女性も乗ったことについては、2人の議員も「目撃した」と証言しているが、「ホテルの部屋に入るところまでは目撃はしていない」と証言している。」という部分は、載せていただいたのは大変ありがとうございます。

しかし、最後の21ページの7行、それを削除するということには反対いたします。

- ○委員長(安富法明君) ほかに御意見はございますか。岡山委員。
- **〇委員(岡山 隆君)** 7行の削除に関してですけど、これは、あくまでも委員長の 配慮で入れてきたという経緯があります。

それで、委員長の調整等で対応されたと思いますけれども、このことに関しましては、この同じ21ページで「少なくとも買春に関するやりとりがなされた現場にいた現地女性とともに、ホテルのエレベーターに同乗している。買春行為についての確たる証拠はないが、社会通念上、疑惑を抱かれてもいたし方ない状況である」と。これはですね、今、その下の「西岡市長の買春疑惑の件について、女性とホテルのエレベーターに乗ったことは証言で認めているが、そのことをもって、疑惑があるとは言えない」ということで、基本的には認める、認めないだけのところであって、言葉的には事実をきちっと述べているということで、今回、赤字修正がありますけれども、この削除したところのものに、私は、完璧とは言えないけれども、変わるものであると思っておりますので、削除しても十分であると思っております。

- ○委員長(安冨法明君) ほかに。三好委員。
- ○委員(三好睦子君) これに修正部分があって、ある程度譲歩があったとは思っておるんですが、今、山中委員から意見がありましたが、この100条委員会について全会一致が望ましいので、21ページの「以下、見解が異なる委員の意見について述べる」と、その部分ですが、削除された部分を、これを入れれば全会一致になるのではないかと思って、入れられないでしょうか。

私は、全会一致でやるべきだと思いますので、この部分が新たに入ったら、賛成 していただけるのでしょうか。聞いてみてください。

- 〇委員長(安富法明君) ほかに。竹岡委員。
- ○委員(竹岡昌治君) 最後のところの削除されたところ。これが、以下事実が異なるというならわかりますけど、意見ですから。私は何回も言いましたけど、100条の報告書に意見を付すべきではない。事実、片やこうあった。しかし、片やこういうふうに言われたというような書き方がしてありますから、これでいいんじゃないかと、委員長が示された原案に賛成でございます。
- ○委員長(安富法明君) 三好委員に申し上げますが、今、報告書(案)についての 討論を伺っております。休憩中に時間をとって、会派の代表者なりの御意見も伺っ ております。もし出されるんであれば、その時に言われたらよかったんだろうとい

うふうに思います。

ほかに御意見はございますか。(発言をする者あり)何を言われるかよくわかりませんから、あれなんですが、討論、通常1回でございます。よろしいですかね。ルールはルールで守って。(発言をする者あり)急きょ、賛成をされるというんであればどうか知りませんけど。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長(安富法明君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより委員会調査報告書(案)について採決をいたします。本案に 賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇委員長(安富法明君) 挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決 されました。

さらに、お諮りをいたします。ただいま委員会調査報告書(案)が採決をされま したが、その字句、数字、その他の整理を要することにつきましては、その整理を 正副委員長に一任をされたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(安冨法明君) 御異議なしと認めます。

字句、数字その他の整理は、正副委員長に委任することに決しました。字句、数字、その他の整理が終わりましたら、議長に委員会調査報告書として提出することといたします。

以上をもちまして、本日の審査を終了いたします。御審査、御協力、まことにあ りがとうございました。お疲れでございました。

午後3時15分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月14日

2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う 公費支出に関する調査特別委員長